

草津市健幸都市づくり推進本部会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 草津市健幸都市づくりを推進するため、草津市健幸都市づくり推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健幸都市づくりの取り組みに関すること。
- (2) 健幸都市づくりの推進に関する部局間の連携、総合調整に関すること。
- (3) その他健幸都市づくりの推進のため必要な事項

（構成および職務）

第3条 本部会議は、本部長、副本部長および本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程(平成18年草津市訓令第2号)第3条に規定する部長会議の構成員(市長および副市長を除く。)をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときまたは欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは欠けたときは、健康福祉部理事が本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

（会議）

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を本部会議に出席させ説明を求めることができる。

（部会）

第5条 本部会議は、次に掲げる部会を設けるものとする。

- (1) まちの健幸づくり部会
 - (2) ひとの健幸づくり部会
 - (3) しごとの健幸づくり部会
- 2 部会の所掌事項は別表に掲げるとおりとする。
 - 3 部会の構成員は、本部会議が必要と認めた者とする。
 - 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者を招集し意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 本部会議に関する庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別 表

部会	所掌事項
まちの健幸づくり部会	都市計画や公共交通、道路、公園、社会体育施設の整備など、健康づくりの観点から行うまちの基盤整備に関すること。
ひとの健幸づくり部会	健診データや科学的な根拠の活用、社会的なつながりを活かした住民主体の健康づくりなど、ひとの幅広い健康づくりに関すること。
しごとの健幸づくり部会	アーバンデザインセンターの整備やヘルスケアビジネス、ヘルスツーリズムの推進など、産官学民金労言と言われる多様な関係者が連携して行う健康づくりに関すること。

付 則

この要綱は、平成28年5月 日から施行する。